

登録販売者を店舗の管理者とする場合

登録販売者を店舗の管理者とする場合は、取扱う医薬品の区分によって必要な条件を満たす登録販売者である必要があります。それぞれに対応した書類を添付してください。

【注意】 実務従事：薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者として実務を行ったもの
(主に補助する実務や内容を知ることができる実務になります。)

業務従事：薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下で登録販売者として業務を行ったもの

従事期間：実務従事と業務従事に該当する勤務実績を積んだ期間の合計

【第二类医薬品または第三類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

以下1～5のいずれかの条件を満たす登録販売者である必要があります。

必要条件	添付書類
<p>1. ア又はイをみたし、継続的研修並びに追加的研修を修了した者</p> <p>ア 過去5年のうち、薬局、店舗販売業又は配置販売業（以下、店舗販売業等とする。）において、従事期間が通算して1年以上（ひと月あたり160時間必要）であることを証明できる者</p> <p>イ 過去5年のうち、店舗販売業等において、従事期間が通算して1年以上かつ合計1920時間以上であることを証明できる者 なお、特定の時期に従事期間が集中せず1年を通じて均等に従事することが望ましい</p> <p>※継続的研修：一般用医薬品を販売し、又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な研修 追加的研修：店舗又は区域の管理者及び法令遵守に関する追加的研修</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事又は業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書</p> <p>（なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）受講した研修修了証の写し（原本を窓口にて提示してください。）</p>
<p>2. ア、イを全てみたく者</p> <p>ア 過去に店舗管理者又は区域管理者としての業務従事を確認できる者。</p> <p>イ 店舗販売業等において、従事期間が通算して1年以上かつ合計1920時間以上であることを証明できる者</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事又は業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書</p> <p>（なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>3. ア又はイをみたく者</p> <p>ア 過去5年のうち、店舗販売業等において、従事期間が通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者</p> <p>イ 過去5年のうち、店舗販売業等において、従事期間が通算して2年以上かつ合計1920時間以上であることを証明できる者</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事又は業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書</p> <p>（なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>4. ア又はイをみたく者（なお、管理者は必要な能力及び経験を有する者でなければならないのでア又はイの他に、直近において一定の従事経験及び外部の研修実施機関が行う年1回の研修受講実績があることが望ましいこと。）</p> <p>ア 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に、従事期間が通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者であり、さらに店舗管理者又は区域管理者としての業務従事を確認できる者。</p> <p>イ 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に、従事期間が通算して2年以上かつ1920時間以上であることを証明できる者であり、さらに店舗管理者又は区域管理者としての業務従事を確認できる者</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事証明書、実務従事確認書、業務従事証明書、業務従事確認書の内で対応可能なもの</p> <p>② 勤務状況報告書</p> <p>（なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>

必要条件	添付書類
<p>5. ア又はイをみたす者（令和3年7月通知の当分の間の経過措置）</p> <p>ア 平成21年6月1日以降に店舗販売業等において、従事期間が通算して5年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者であり、さらに行政に登録している外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通算して5年以上受講していることを確認できる者。</p> <p>イ 平成21年6月1日以降に、従事期間が通算して5年以上かつ4800時間以上であることを証明できる者であり、さらに行政に登録している外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通算して5年以上受講していることを確認できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事証明書、実務従事確認書、業務従事証明書、業務従事確認書の内に対応可能なもの</p> <p>② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p> <p>」、受講した外部研修修了証の写し（原本を窓口にて提示してください。）</p>

【第一類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

原則は薬剤師を管理者とする必要があります。その上で薬剤師を管理者とすることができない場合は以下の条件を満たす登録販売者が管理者である必要があります。なお、補佐する薬剤師が必要になりますのでご注意ください。

必要条件	添付書類
<p>次のA又はBをみたす者</p> <p>A 過去5年のうち、下欄の1及び2に掲げる期間が通算して3年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者。</p> <p>B 過去5年のうち、下欄の1及び2に掲げる期間が通算して3年以上かつ合計2880時間以上であることを証明できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>1. 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局</p> <p>イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗</p> <p>ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域</p> <p>2. 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間</p> <p>ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者</p> <p>イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者</p>	

【要指導医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

原則は薬剤師を管理者とする必要があります。また、平成26年3月通知の経過措置による当分の間の対応であるため、薬剤師を管理者とするように努めてください。その上で薬剤師を管理者とすることができない場合は以下の条件を満たす登録販売者が管理者である必要があります。なお、補佐する薬剤師が必要になりますのでご注意ください。

必要条件	添付書類
<p>次のA又はBをみたす者</p> <p>A 過去5年のうち、下欄の1及び2に掲げる期間が通算3年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者。</p> <p>B 過去5年のうち、下欄の1及び2に掲げる期間が通算3年以上かつ合計2880時間以上であることを証明できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>1. 要指導医薬品を販売・授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売・授与する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>2. 要指導医薬品を販売・授与する店舗の店舗管理者であった期間</p>	